

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和8年1月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 7漁第144号
- (2) 業務名 「長崎県水産業振興基本計画」デザイン等業務委託
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 業務概要 令和8年度以降の水産業の指針や方向性を示した「長崎県水産業振興基本計画」を県民等に分かりやすく示すため、デザイン等業務を委託する。
なお、仕様等詳細については入札説明書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札の参加者の資格等（告示）（令和8年1月16日付）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。

3 入札の方法等

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札は、別に指定する入札書（第5号様式）及び入札用封筒（第6号様式）に必要事項を記載して、記名押印の上、(9)の期日までに郵送により提出すること。郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められない。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (5) 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、技術提案書の審査に基づく技術評価点、入札金額に基づく価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者と見積の協議を行う場合がある。
- (6) 再度の入札において代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
- (7) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
名称 長崎県 水産部 漁政課
住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2816（直通）

(8) 技術提案書の提出期限及び場所

期限 令和8年2月4日（水）午後5時まで

場所 (7)の部局に直接持参、又は郵送（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便による。上記期限必着。）によること。

(9) 入札書の提出場所及び受領期限等

期限 令和8年2月6日（金）午後5時まで

場所 (7)の部局に直接持参、又は郵送（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便による。上記期限必着。）によること。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵送遅延が発生した場合、必要に応じて郵送遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

(10) 入札の期日及び場所

期日 令和8年2月9日（月）午後4時30分

場所 長崎県庁1階入札室（長崎市尾上町3番1号）

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に(7)の部局へ連絡すること。

4 入札説明書等の交付期間及び場所

期間 この公告の日から令和8年1月22日(木)までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時

場所 3の(7)の部局 県のホームページから入手することもできる。

5 契約事項を示す場所

3の(7)の部局

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 令和5年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを2件提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 令和5年4月1日から入札日の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するものを2件提出する場合

8 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札者が代理人である場合は、委任状（第7号様式）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 入札者が入札条件に違反したとき。
- (10) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (11) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術点、入札金額に基づく価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い入札者を落札者とす

る。さらに、技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

- (2) 技術点は、基礎点15点と加算点85点の合計100点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。
- (3) 価格点は、100点とし、入札価格に応じて点数を与える。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

11 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

12 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。